

具体的には、介護福祉課介護予防係（現、認定予防係）より、「認知症サポーター養成講座の開催について（お願い）」の文書と、サポーター講座の開催についての回答書を配布した。依頼書を配布しっぱなしにはせず、開催についての希望の有無、さらには開催希望日や時間帯、希望場所なども記入し、指定の期日までに返送してもらうようにした。

室蘭市が、サポーター講座の対象として働きかけた団体は多方面にわたる。地域の自治会や老人会はもちろん、高齢者が出向いてくるであろう事業所、高齢者のもとに訪問するであろう事業所を洗い出し、依頼の文書を配布する。

新聞社がサポーター養成事業の記事を取り上げたこともあり、郵便局、ヤクルト販売、水道部はじめ、多くの企業が、大きな関心を示した返事が返されている。特に、個別配達の事業や水道の検針など高齢者宅を訪問する事業所からは、これまで少なからず心配な家があるうえに、自分自身にもかかわる問題でもあることから一市民として「認知症について知りたい」という声が多かった。

まだ講座の開催に至っていない事業所もあるが、人数がまとまらないところは、すでに地域で行われるサポーター講座に出てもらったりしているという。さらには、市内の看護学校2校、福祉専門学校1校、介護科をもつ高校1校に授業の一環として入らせてもらい、毎年継続している。

### 認知症サポーター養成講座の多彩な団体へのアプローチ

#### (1) 町会関係

- ①室蘭市連合町会協議会
- ②加入地区連合組織(15地区)

#### (2) 民児協関係

- ①民生委員・児童委員協議会
- ②地区民協(12地区)
- ③社会福祉員・社会福祉協議会

#### (3) 民間企業(職種:居住訪問型)

- ①新聞社:民報・朝日・聖教・日経・道新・毎日・読売
- ②郵便局:室蘭・東室蘭
- ③郵送会社:赤帽室蘭軽自動車協同組合・クロネコヤマト・佐川急便(株)・日本通運(株)  
室蘭支店室蘭ペリカンセンター・ヤマト運輸(株)
- ④飲料会社:(株)ハシモト・ミルクコミュニケーション  
(室蘭メグミルク会)・ヤクルト室蘭  
ヤクルト販売(株)・明治乳業高砂販売所・  
森永カルダス蘭西販売店
- ⑤ガス会社:(株)室蘭ガス(株)・プロパン販売店・  
エアウォータ(株)

#### ⑥北海道電力(株)

- ⑦水道部

#### (4) 民間企業(職種:一般)

- ①金融機関:銀行(北洋銀行)・信金・信組・労金
- ②ハイヤー協会:法人・個人
- ③道南バス(株)本社
- ④JR北海道:東室蘭駅・室蘭駅
- ⑤量販店:長崎屋・ポスフル・丸井今井室蘭店

#### (5) 公官庁

- ①北海道札幌方面室蘭警察署
- ②北海道室蘭保健所
- ③胆振地区地域福祉生活支援センター
- ④札幌家庭裁判所室蘭支部

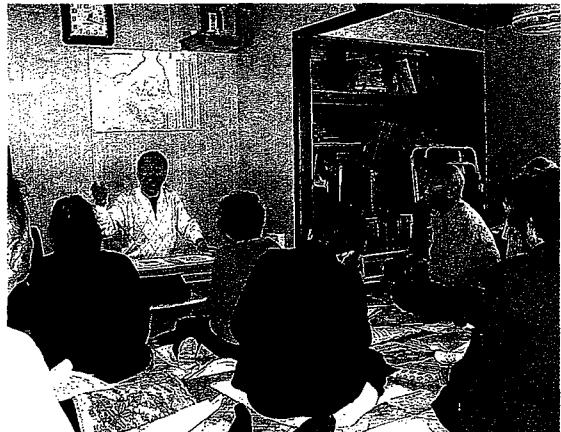
#### (6) 学校関係

- ①小中学校
- ②看護学校
- ③福祉系学校

## 住民向け講座に向けてメイトを大量養成

平成18年11月に、市でメイトの養成研修を行った。99人の新しいメイトは、地域包括支援センター、グループホーム、施設などに勤務する専門職である。学校や企業、団体への講座は市の保健師であるメイトが担当するが、新しいメイトは、地域包括支援センターの地区活動の一環として開催する町会など住民への講座を担う。

18年度下半期に一般市民向けに4回の講座を実施したが、毎回、想定を上回る100名以上の市民が来場し、講座のあとに「身近な会場でやってほしい」という要望が多く出された。これを受け19年度以降は、とくに地域包括支援センターが行う町会などでの講座が回数多く開催されている。



町会や老人会でのサポーター講座に力を入れた

## 児童・生徒向けサポーター講座に取り組む

看護学校や福祉系の専門学校や高校では、授業の一環としてサポーター講座を継続できることになったが、小中学校に向けては教育委員会にアプローチをした。室蘭市には、小学校20校、中学校10校がある。教育委員会では、思いやりの心を育て、いじめの防止にもつながると好意的に受けとめてもらえ、小中学校の校長会へは、サポーター講座の事業内容についての説明と依頼を行った。その結果、19年9月に小学校1校で5年生への講座を皮切りに、少しづつ取り組みが進んでいる。平成22年3月には、はじめて中学校で実施、1年生を対象に、PTAや地域の人にも来てもらっての講座を行った。教師も協力的で、自ら寸劇を企画し、上演した。

### 児童生徒を対象にサポーター講座を実施するねらい

- ①高齢社会に向けて、子どもたちに認知症について正しく理解させ、高齢者の尊厳を大切にしようとする意識を育てる必要がある。
- ②認知症について先入観のない小中学生へ実施することは、効果的な正しい理解が期待できる。
- ③子どもたちの認知症に対する正しい理解は、認知症の人たちを地域全体で見守り支えていく意識を育て、家庭や地域への波及が期待できる。

(19年度小中学校校長会に提出した資料より)

## テキストをわかりやすい紙芝居にして

小学生向けの授業は60分。ふだんはパワーポイントを使うが、子どもたちが近寄って話を聞けるように、内容を紙芝居にして手持ちで行った。

授業終了後に行ったアンケートの結果をみると、授業内容についてはよくわかった38%、わかった62%、わからなかった0%と、ほとんどの児童に理解されたと思われる。

以下は、授業の感想やお年寄りにしてあげたいことについての質問への回答の一部であるが、サポーターとして正しい理解を得られたことがわかる。



身を乗り出して聞き入る児童

- 今までおばあちゃんが何か忘れたら「また忘れたの？だから……」とひどいことばかり言ってたけど、今日の授業で、これからはやさしく接しようと思いました。
- おじいちゃんおばあちゃんは物忘れもするけど、生活の知恵をいっぱいもっているんだなーと思った。
- お年寄りにはきつく言ったり、無理に教えようとしないほうがいい。お年寄りは不安があつたりするから、やさしく接してあげるといいことがわかった。
- 話すときにはゆっくりしゃべろうと思いました。
- おばあちゃんももの忘れが多いので、やさしく「ここにあるよ」と教えてあげたり、自分もわからなかったら一緒に探してあげるといいとわかりました。
- 何度も同じ話をしていたら、笑顔で聞いてあげたいです。
- 認知症でもそうじゃない人でもやさしく接してあげて安心させれば、その人も楽になれることがわかりました。

### 室蘭市小学校高学年向けサポーター講座の流れ

【1】高齢者への理解をはかる	【2】認知症について正しく理解する	【3】地域の高齢者への関わり方にについて考える
日本は世界一平均寿命が長い	紙芝居の読み聞かせ	「こころ」はちゃんと生きている
市内の高齢者の状況	物忘れと認知症の物忘れの違い	ぼくたち・わたしたちにできること
年をとるってどんなこと？	認知症の人の苦手なこと	認知症のお年寄りはこんな気持ち

## 低学年向けの授業でも認知症ロールプレイ

サポーター講座とは別に、小学校3年生向けの「やさしさの授業」においても、市のメイトが、認知症のロールプレイを実施。高齢者との同居率が低く、加齢現象について実感がわかない子どもたちへの体験的プログラムとして、高齢者疑似体験、車いす操作の実習などとともに行ったものである。ロールプレイの結果、児童からは「無理やりさせようとしてはダメで、やさしく接してあげたらよい」などの意見が出され、認知症の人への接し方について考える機会になった。



認知症ロールプレイのひとこま

## キャラバン・メイトの活性化のために

現在、市に登録されているメイトは132人だが、うち6～7割がまだ活動に結びついていない状況があり、今後の活動に結びつけていくことが課題となっている。原因は、現場のシフトの関係で活動できること、講師をすることへの不安があることが考えられる。

### 勉強会で認知症の事例検討も

そこで、これまで隨時行ってきたメイトの懇親会を、20年2月より年3回勉強会として定例化し、フォローアップをはかることにした。

勉強会のテーマは2つで、ひとつは認知症の人の対応事例の検討である。ケアマネジャー、施設の職員がそれぞれ自分の現場でうまくいった対応事例をもち寄ることで、お互いの仕事を理解し、自分の仕事のスキルアップにつなげるとともに、メイトとして自信をもって講師役をする一助にと考えている。

他県、市町村においても、事業所勤務のメイトの事例検討会が認知症サポーター100万人キャラバン事業を契機に活発に行われるようになってきている。これが現場のケアの質の向上に役立っている。

もうひとつのテーマは、講師としてのスキルアップである。そのためには講師役を務めたメイトの講座でのネタ本やパワーポイントの資料、市の保健師が使っている資料等を提供し合い、講義内容を検討している。

平成20年秋には、全国キャラバン・メイト連絡協議会の「キャラバン・メイト スキルアッ

「介護予防講習会」を実施し、MCIを含めた認知症の早期発見、早期対応、さらには医療との連携に向けて取り組んでいる。

## 認知症になっても支え合う地域に向けて

一般高齢者を対象にした介護予防教室（愛称：えみなメイト）は、公共施設や支所などで毎月行っているが、そのほかに各地域での教室を平成18年度から始めた。当初は12拠点で取り組みを始め、20年度は20拠点でスタートさせている。

### 顔なじみの関係のなかでサポートする体制づくり

この教室は、3年を1クールとし、1年目は毎月市が出向いて開催し、2年目は6回出向き、残りの6回は町会の自主運営とし、3年目は市が年に2回出向くが、との10回は自主運営とし、最終的には年間を通して自主運営につなげていく考えだ。スケジュールづくりはその自治会の実情に合わせて職員が一緒に考える。参加者に今年の健康目標を出してもらい、1年後にその成果を振り返ってもらうため、「えみなメイト手帳」を配布、出席簿なども用意して活動結果を集約し、年に1度、全市のなかから「えみな大賞」1人、「お元気達人」2人を選んで市長表彰を行う。

平成20年度から介護予防教室の1コマにはサポーター講座を盛り込む。将来、認知症の症状が出た人に対しても閉じこもらせることなく、顔なじみの関係のなかでサポートができるよう、講座の開催を位置づけている。

いまは、どこに認知症の人がいるかわからないし、何をしていいかわからず、支援の手を差し出せない人も少なくない。さまざまな機会を設けて求める人と、手を差し出す人をつなげ、点と点を結ぶ線にし、さらに広がりのある面にしていくことが求められている。

### 認知症の早期相談が増加

サポーター講座を実施後、地域包括支援センターに寄せられる認知症の相談が増えたという。これまでも「早めに相談を」と呼びかけてはいたが、市民にとってはどの時点が早めなのかがわからず、認知症はこわい病気、治らない病気というイメージがあり、相談すら敬遠されがちであった。

サポーター講座で「対応をきちんとすれば、元気で暮らせる」とわかり、勇気づけられ、「何かあったら相談に行くね」と笑顔で帰っていく人が多かった。「まわりで明るく見守ろう」という意識が芽生え、市民の行動変容につながったといえる。

# サポーター講座受講者からボランティア登録

受講者の環境や経験にもよるが、90分のサポーター講座を1回受講しただけでは、よくわからないという人もいる。認知症を十分に理解してもらうために、継続的なかかわりの必要性を感じ、町会単位のサポーター講座の受講者を対象に、第2弾の「もっと知ろう認知症」をスタートさせた。

平成19年秋に、これまで受講した町会32団体に案内を出し、9団体から実施の要請があり、年度末までに4回実施した。講座はメイトが行い、受講者からの希望や対象者の状況に合わせて、予防や相談、体操やゲームなどを盛り込んだ内容が多い。

## 認知症の見守りやお手伝いができる人材をリスト化

当初、市としては一般市民のサポーター講座受講者をリスト化していなかったが、2回目以降は、「認知症の人の見守りや介護のお手伝いなどをするオレンジメイト（市独自のサポーターの愛称）の登録をしませんか」とチラシで呼びかけた。その結果、参加者は高齢者が多いが、「私にできることであれば」「お世話になるほうが多いかもしれません」と、かなりの人数の人が登録してくれた。これにより、見守りが必要な人と、お手伝いできる人をつなげるしくみづくりに取り組み、平成20年7月、室蘭市認知症高齢者見守り事業（以下、オレンジネット）を稼働させることになった。

## 認知症の人を見守るオレンジメイト

具体的には、オレンジメイトのリストを地域包括支援センターに提供し、ケアマネジャーや家族から見守りのお手伝いの要請があったとき、近所にオレンジメイトがいればお願いするというものだ。認知症の人の情報を第三者に提供するため、市の情報公開・個人情報保護審査会の答申を受け、オレンジメイトが認知症の人の見守りに必要な最小限の情報提供を受けられ、地域の見守り活動が活性化できるシステム（通称：オレンジネット）を構築し、平成20年7月から稼働している。同22年3月現在783人の

### 「オレンジネット」

あなたも安心して暮らせる町づくりに参加しよう！



今、認知症はとても身近な病気です。  
周囲の人の適切な対応により病状の悪化を緩やかにし、  
住み慣れた地域で元気に暮らす事ができると言われています。  
あなたも、「オレンジネット」に登録して、認知症になんでも安心して暮らせる街づくりに  
参加しませんか。

オレンジメイトは、どんなことをするの？  
あなたのご近所で認知症の方のお手伝いが必要になったときに  
例えば、・カーテンの開け閉めを見守る  
・散歩などの姿を見かけた時に、挨拶の声をかける  
・買い物の時に「元気ですか？」と声かける  
など貴方ができることを協力してください。

登録された貴方の情報は、認知症高齢者見守り事業（オレンジネット）の実施のために利用いたします。

オレンジネットは、市が地域包括支援センターに依頼して実施する事業で、オレンジメイト、ケアマネージャー等が連携しながら認知症高齢者の見守り体制を構築していくものです。  
また、認知症対策のため市や地域包括支援センター等の事業で利用させていただくことがあります。

サポーター講座で配布する呼びかけのチラシ

オレンジメイトが登録しているが、地域のなかでオレンジメイトと見守りを希望する人をマッチングさせるには、もっと多くのオレンジメイトが必要となることがわかった。市では、平成23年度末までにサポーター6,000人、オレンジメイト2,000人を養成すると目標を立てている。

## 高齢者支援組織「高齢者たすけ隊・見守り隊」の創設

高齢者を孤独や孤立から守り、生活面での困り事をサポートすることで、地域で安心して暮らせるように、すでに地域で行われている取り組みに加え、民間事業者の協力を得ながら高齢者を支援していく行動組織として平成19年12月に創設されたのが、「高齢者たすけ隊・見守り隊」である。

### 気になる高齢者に気づいたら連絡する見守り隊

高齢者見守り隊は、自治会、民生委員、福祉委員（地区社協）、老人クラブなどの地域住民と、新聞配達、郵便事業、乳飲料配達、電気水道、JR、バスなどの事業所で構成され、高齢者の異変に気づいたら速やかに規定のフォーマットである「高齢者見守り隊 異変連絡用メモ」に記入し、地域包括支援センターに連絡してもらい、当センターが早期に対応しようというもの。高齢者の活動範囲に着目し、地域の商店やタクシー会社などにも呼びかけ、平成23年度までに50事業所に増やす目標を掲げている。

#### ＜異変連絡用メモの記入例＞

高齢者見守り隊 異変連絡用メモ	
① 異変確認日時	⑤ 異変の状況
平成 19 年 11 月 11 日 午前 6 時 0 分	A ポストに 新聞 が 3 日間分溜まっている。 B _____ のメーターが異常に _____ している。 C チャイムを鳴らしても住人が出てこない。 D 電話をかけても住人が出ない。 E _____ 日間姿が見えない。 F 家の周囲が異常に散らかっている。 G 言動・服装などその他気がついたこと
② 連絡者の氏名 室蘭 太郎	
③ 対象者の氏名 白鳥 桂子	
④ 住所・電話番号 住所 幸 町 1-2 TEL 25 か 2872	
連絡先の地域包括支援センターは 裏面で確認して下さい。	
○お願い 報告後、このメモは廃棄してください。	

## 声かけ、支え合いで生活面をサポートするたすけ隊

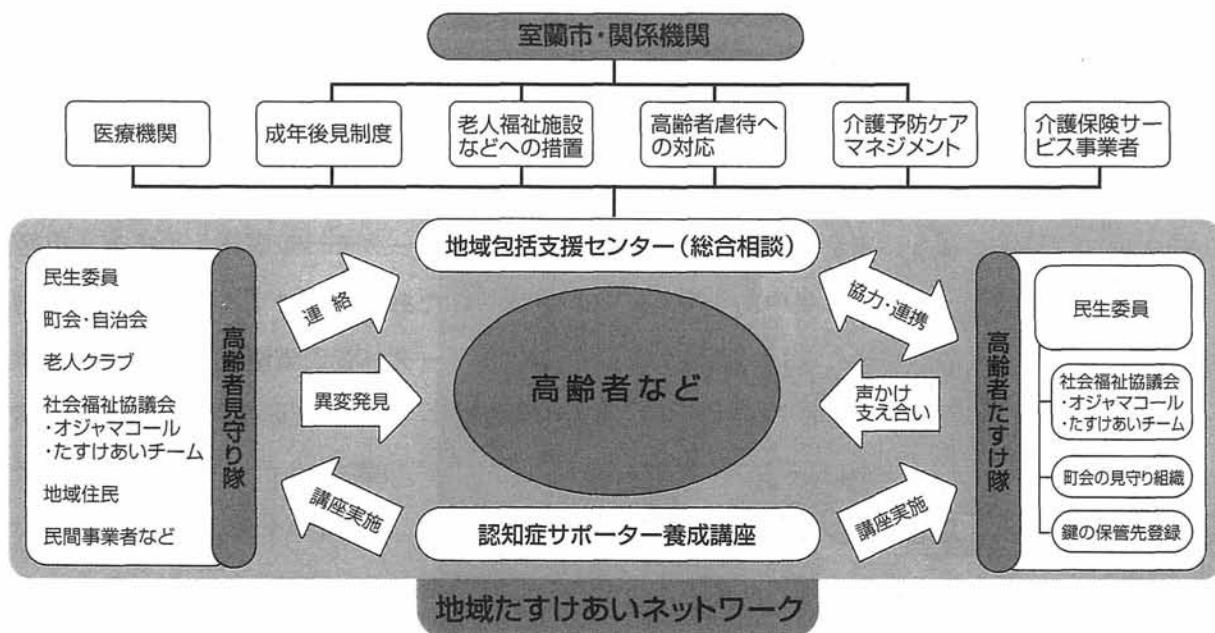
高齢者たすけ隊は、地域包括支援センターで地域でのサポートが必要と判断された高齢者に、たすけあいチーム（小地域ネットワーク活動事業）や町会の見守り組織による見守り、社会福祉協議会と協力し合いながら、生活面でのサポートを行う。

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、見守り隊から連絡を受けた場合、専門職員が高齢者の状況を把握し、地域における見守りや支え合いでの対応が必要か、福祉制度による措置か、あるいは介護サービスか、必要な支援が何かを判断する。

## ネットワークにもサポーター講座を

この見守り隊とたすけ隊の構成メンバーにもサポーター講座を実施するように位置づけられている。オレンジメイトとして登録してくれた住民も、見守り隊、たすけ隊のなかに組み込み、見守り活動などを担ってもらうことで、お助け隊の層を厚くしていきたいと考えている。さらに、新たな企業や事業者、金融機関などにサポーター講座を行い、ネットワークへの登録者を増やそうと意気込む。

## 高齢者たすけ隊、見守り隊イメージ図



見守り隊  
身近な高齢者等の異変などに気づいたときに、その情報を地域包括支援センターに連絡する方々  
例) 民生委員、町会、老人クラブ、社会福祉協議会(福祉委員等)、地域住民、民間事業者など

たすけ隊  
地域包括支援センターが地域でのサポートが必要と判断した高齢者に対し、声かけや支え合いなどの支援を行う方々  
例) 民生委員、社会福祉協議会(福祉委員等)や町会、自治会の見守り組織など

出典:NPO法人地域ケア政策ネットワーク

全国キャラバン・メイト連絡協議会 認知症サポーター地域づくり事例集

## 平成 23 年度認知症対策等総合支援事業について

(老発 0606 第1号平成 23 年6月6日付け老健局長通知)

### (1) 認知症対応型サービス事業管理者等養成事業(都道府県、指定都市)

認知症介護の質の向上を図るため、認知症高齢者グループホームの管理者や開設者、小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等に対する研修を行う事業

### (2) 認知症地域医療支援事業(都道府県、指定都市)

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となつた認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする

- 認知症サポート医養成研修事業

認知症サポート医養成研修、認知症サポート医フォローアップ研修、普及啓発  
推進事業

- かかりつけ医認知症対応力向上研修

### (3) 認知症介護研究・研修センター運営事業(東京都、愛知県、仙台市が所管する社会福祉法人)

認知症介護の質の向上を図るための研究や研修を行う「認知症介護研究・研修センター」の運営を行う事業であり、認知症介護研究・研究センターを設置する都県市(東京都・愛知県・仙台市)において実施する

- 認知症介護の専門技術に関する実践的な研究の実施

- 認知症介護の専門技術に関する指導・普及を行う専門職員に対する養成研修  
等の実施

- 認知症介護の専門技術に関する国内外の人材交流や各種情報の収集・提供

- 高齢者虐待の防止及び養護者支援に関する調査・研究 等

### (4) 認知症対策普及・相談・支援事業(都道府県・指定都市)

認知症の人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面の含めた様々な支援が重要であることから、各都道府県及び指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンター(電話相談)の設置等により、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、研修等を実施し、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行うことを目的とする

- コールセンターの設置や相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種の相  
談に応じる

- 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切  
な関係機関が行う支援へ適切につなぐ

- 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図る
- 地域の実情に応じた取組を行う

(5) 市町村認知症施策総合推進事業(市町村(特別区を含む。以下同じ。))

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要である。

このため、市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る

- 認知症地域支援推進員の配置・嘱託医の配置

<事業内容>

◇ 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従業者や認知症サポートなど、地域において支援関係者の連携を図る

(取組例)認知症の人やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整の支援

◇ 認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業を実施

(取組例)在宅介護サービス従業者に対する認知症研修の実施

(6) 都道府県認知症施策推進事業(都道府県)

都道府県において管内市町村の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例等を収集し、普及させることにより、先進的な取組を行っている自治体だけでなく、都道府県内における認知症施策の全体的な水準の向上を図ることを目的とする

- 都道府県認知症施策推進会議の設置

都道府県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者等が参加し、管内市町村における認知症施策全般の推進について検討する

- 市町村認知症連絡会の開催

都道府県認知症施策推進会議において収集した先進的な地域支援体制の構築にかかる事例や認知症対応型サービスに関する事業所等の取組について管内市町村との情報共有を図るとともに、管内市町村における認知症施策の取組の促進を図る

(7) 認知症地域資源連携検討事業(東京都が所管する社会福祉法人)

認知症地域支援の取組の先進事例等を収集し、その効果、課題等の整理・分析を行う。そのうえで、地域資源の連携のあり方を自治体に提示し、効果的な認知症地域支援体制の構築の取組について普及を進めるとともに、自治体の認知症地域支援体制の環境整備を図ること

を目的とする。

○ 認知症地域支援体制構築に係る事例調査検討委員会

認知症の医療・介護・福祉の有識者等による委員会を設置し、都道府県認知症施策推進会議等を通じて全国から認知症地域支援体制構築に関する先進事例・好事例を収集し、その効果や課題の整理・分析を行う

○ 全国認知症地域支援体制推進会議

市町村認知症施策総合推進事業を実施する市町村が参加し、都道府県認知症施策推進会議を通じて認知症地域支援体制構築に係る情報共有やその普及を図ることを目的とし、情報共有やその普及を図るために会議を設置する

○ 認知症地域支援体制普及セミナーの開催

支援体制構築に携わる医療・介護・福祉関係者等を対象に認知症地域支援体制の先進事例、好事例について広く普及させるためのセミナーを開催する

(8) 高齢者権利擁護等推進事業(都道府県)

介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県による地域の実情に応じた専門的な相談体制等の整備、虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を行うための施設の確保及び市民後見人養成研修の実施など、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とする

○ 身体拘束ゼロ作成推進会議の開催

介護保険施設関係者、居宅介護サービス事業者、関係団体、行政関係者、利用者代表等で構成される身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催する

○ 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業

権利擁護推進員養成研修、介護職員研修を実施し、人材育成をする

○ 権利擁護相談支援事業

各都道府県において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、権利擁護の取組を推進することを目的とし、権利擁護相談窓口の設置・権利擁護に関する普及啓発等事業を実施する

○ 権利擁護強化事業

市町村における高齢者虐待の防止等に関する取組の支援を目的として、単独の市町村では対応が困難な広域的な課題や専門的な知識を要する事案等に適切に対応できる職員を配置するなどにより、都道府県の体制強化等を図るもので、被虐待高齢者を保護するための措置を行う居室の広域的確保のための調整や、病院など関係機関等との連携による広域的調整を行う

○ 高齢者虐待防止シェルター確保事業

高齢者虐待に係る措置等を講ずる際に、当該措置がなされるまでの間、都道府県が広域的な観点から、民間宿泊施設や介護保険施設等の借り上げを行うなど、緊急一時的に高齢者を避難させるための場所を確保するための事業

○ 都道府県市民後見人養成事業

市町村が単独では市民後見人の養成が困難な場合などに、都道府県が広域的な支援の観点から、市民後見人の養成を行うための事業

(9) 市民後見推進事業(市町村)

認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するもの

○ 市民後見人養成のための研修の実施

地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が習得できる内容である研修カリキュラムを作成し研修を実施

○ 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

地域の実態把握、推進のための検討会等の実施

○ 市民後見人の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による支援体制の構築

家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組みを構築

(10) 若年性認知症対策総合推進事業(都道府県)

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業は、これらの問題点を解消し、若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする

○ 若年性認知症自立支援ネットワーク構築事業

本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療・介護・福祉・雇用の関係者が連携するネットワークを構築するための会議を設置

○ 若年性認知症自立支援ネットワーク研修事業

若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症に対する支援に携わる者に対して研修を実施し、理解促進を図る

○ 若年性認知症実態調査及び意見交換会等の開催によるニーズの把握

実態やニーズは地域の社会資源等の状況によって、それぞれ異なることから、各都道府県において若年性認知症施策を進める上で基礎的なデータを収集するために、若年性認知症者の実態調査、意見交換会等の開催に取り組む

○ 若年性認知症ケア・モデル事業

若年性認知症の特性に応じた事業を実施する事業所に対して支援し、若年性認知症の人

やその家族の支援に資する適切なサービスを研究するとともに、当該サービスを広く普及させるためのモデル事業を実施する

#### その他参考となる事業

##### □ 地域支え合い体制づくり事業

自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働(新しい公共)により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対するモデル的な助成を行う事業

##### 例) 徘徊・見守りSOSネットワークの構築

警察などの公的機関、交通関係機関や生活に身近な事業者等が参加するネットワーク構築のための推進会議の設置、幅広く市民を対象とした徘徊・見守り協力員の育成

##### □ 成年後見制度利用支援事業

介護保険の地域支援事業中の任意事業のひとつとして、成年後見制度利用促進のための活動、成年後見制度の利用に係る経費に対する助成を行う事業

##### □ 認知症疾患医療センター運営事業

都道府県及び指定都市が、認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする



## VII 重点的に取り組むことが望ましい事項

### 第4節 生活支援サービス



# 目 次

(頁)

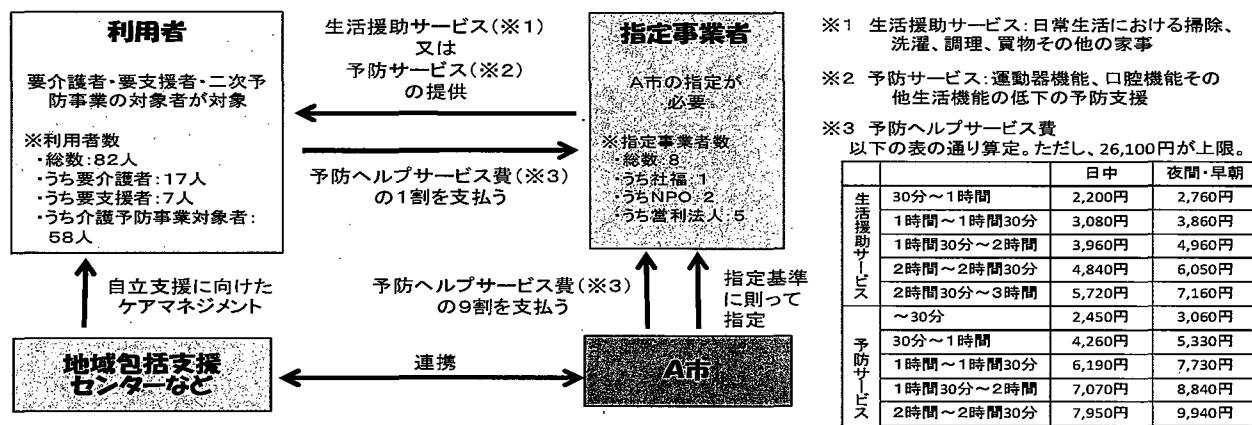
・ 和光市における予防ヘルプサービス費助成事業	1
・ (財) 武蔵野市福祉公社による総合的利用者支援	5
・ 品川区における介護保険外サービス	18
・ 品川区の取組（法人後見活動の事例）	37
・ 世田谷区の取組（市民後見推進の取組事例①）	43
・ 大阪市の取組（市民後見活動の推進の事例②）	56
・ 経済産業省における取組事例 （過疎地域における買い物等支援サービス等）	59

(目次①)



## 和光市における予防ヘルプサービス費助成事業

A市では、要介護者・要支援者・介護予防事業対象者に対して、生活援助サービス・予防サービスを一体的に提供するための「予防ヘルプサービス費助成事業」(介護予防事業対象者分については、地域支援事業の任意事業で実施)を展開している。



※ 状態が改善し、非該当になった場合でも、必要な生活援助サービスが受けられるよう、NPOによる家事援助サービス等(全額利用者負担)の普及等を図っている。

### 【施策の効果】

- ◎ 利用者は、要介護状態・要支援状態・介護予防事業対象状態・非該当状態を通じて、生活援助サービス・予防サービスの提供を受けることが可能。このため、利用者は、安心して在宅生活を送ることが可能。
- ◎ 要介護者・要支援者から介護予防事業対象者・非該当に移行しても、ニーズに応じた生活援助サービス・予防サービスの提供を受けることが可能。このため、自立支援型のケアマネジメントの実施によりますと、利用者は要介護状態・要支援状態の軽減を志向するようになり、介護予防に向けた取組を推進できる。
- ◎ 事業算定化とともに、予防の取組が推進されることにより、費用の適正化が図られる。

# ○和光市介護予防ヘルプサービス費助成要綱

平成19年6月5日  
告示第85号

和光市ふれあい家事サービス費助成要綱(平成14年告示第36号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、加齢に伴って生じる心身の機能低下に起因して、自ら日常生活における家事を行なうことが困難な高齢者に対し、その状況に応じて、家事の支援(以下「生活援助サービス」という。)又は生活機能の低下の予防支援(以下「予防サービス」という。)の利用に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の自立した生活を支援することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 生活援助サービス又は予防サービス(以下「予防ヘルプサービス」という。)の利用に要する費用(以下「予防ヘルプサービス費」という。)の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条に規定する被保険者で、同法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者

(2) 法第9条第1項に規定する被保険者で、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「実施通知」という。)に基づき、法第7条第1項に規定する要介護状態又は法第7条第2項に規定する要支援状態となるおそれがある者として市長が認めた者

(予防ヘルプサービスの内容)

第3条 生活援助サービスの内容は、日常生活における掃除、洗濯、調理、買物その他の家事(当該行為に必要な一連の行為を含む。)の支援を行うものとする。

2 予防サービスの内容は、運動器機能、口腔機能その他生活機能の低下の予防支援を行うものとする。

(予防ヘルプサービス費の額)

第4条 予防ヘルプサービス費の額は、別表に定める。

(事業者の指定)

第5条 市長は、別に定める基準により、予防ヘルプサービスを行う事業者を指定するものとする。

(助成額及び助成限度額)

第6条 予防ヘルプサービス費の助成の額は、第4条の規定による予防ヘルプサービス費の額に100分の90を乗じて得た額とし、1人当たり1月につき26,100円を限度とする。

(利用の申込み)

第7条 予防ヘルプサービスを利用しようとする対象者は、和光市介護予防ヘルプサービス利用申込書(様式第1号)により、第5条の規定による指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)に申し込まなければならない。この場合において、第2条第1号に規定する対象者にあっては介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第26条に規定する介護保険被保険者証を、第2条第2号に規定する対象者にあっては実施通知に基づく介護予防サービス・支援計画書を提示しなければならない。

(自己負担額)

第8条 前条の規定により予防ヘルプサービスを利用した対象者(以下「利用対象者」という。)は、第4条の規定による予防ヘルプサービス費の額から第6条の規定による助成額を控除した額を当該予防ヘルプサービスを利用した指定事業者に支払わなければならない。

(助成の方法)

第9条 市長は、利用対象者に代わり、当該利用対象者に係る助成額に相当する額を指定事業者に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、当該利用対象者に対し助成があったものとみなす。(請求)

第10条 指定事業者は、和光市介護予防ヘルプサービス費助成額請求書(様式第2号)に当該請求に係る和光市介護予防ヘルプサービス利用申込書を添えて市長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求は、当該請求に係る予防ヘルプサービスを行った月の翌月の10日までに行わなければならない。

(報告)

第11条 市長は、助成に関して必要があると認めるときは、指定事業者又は利用対象者に対して報告を求めることができる。

(不正利得の徴収等)

第12条 市長は、指定事業者又は利用対象者が、偽りその他の不正の手段によって助成を受けたとき又は関係法令等の規定に違反したときは、当該助成額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第13条 指定事業者は、助成に係る帳簿及び関係書類をその完結の日から2年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にした改正前の和光市ふれあい家事サービス費助成要綱の規定による手続は、改正後の和光市介護予防ヘルプサービス費助成要綱(以下「新告示」という。)に相当する規定がある場合には、新告示によってしたものとみなす。

別表(第4条関係)

予防ヘルプサービス費

内容	時間	日中	夜間・早朝
生活援助サービス	30分以上1時間未満	2,200円	2,760円
	1時間以上1時間30分未満	3,080円	3,860円
	1時間30分以上2時間未満	3,960円	4,960円
	2時間以上2時間30分未満	4,840円	6,050円
	2時間30分以上3時間未満	5,720円	7,160円
予防サービス	30分未満	2,450円	3,060円
	30分以上1時間未満	4,260円	5,330円
	1時間以上1時間30分未満	6,190円	7,730円
	1時間30分以上2時間未満	7,070円	8,840円
	2時間以上2時間30分未満	7,950円	9,940円
	2時間30分以上3時間未満	9,360円	11,030円

備考

1 日中とは、午前8時から午後6時までの時間をいう。

2 夜間とは、午後6時から午後10時までの時間をいう。

3 早朝とは、午前6時から午前8時までの時間をいう。

様式第1号(第7条関係)

和光市介護予防ヘルプサービス利用申込書

年 月 日

和光市指定事業者

様

申込者 住所

氏名

電話番号

予防ヘルプサービスを利用したいので、和光市介護予防ヘルプサービス費助成要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

ふりがな 利用者氏名		生年月 日	年 月 日
		電話番	

住所		号	
被保険者番号		認定区分	要介護1・2・3・4・5 要支援1・2　その他
		認定有効期限	年　月　日まで
担当介護支援専門員	所属事業所 氏名 電話番号		
備考			

注1 該当事項を○で囲ってください。

注2 認定区分がその他に該当する方は、介護予防サービス・支援計画書を指定事業者に提示してください。

様式第2号(第10条関係)

和光市介護予防ヘルプサービス費助成額請求書

年　月　日

和光市長 様

請求者 所在地

名称

代表者 印

和光市介護予防ヘルプサービス費助成要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円

2 請求の内訳

# (財) 武蔵野市福祉公社による総合的利用者支援

武蔵野市では、財団法人武蔵野市福祉公社による有償在宅福祉サービスがあり、要介護者・要支援者・要介護認定非該当者が、一定の費用を支払うことにより、身上配慮サービス、住民参加型在宅サービス等についての介護保険外サービスを受けられる体制が整備されている。

## 1. 対象者 次の要件を満たす者

- ①市内居住 ②おおむね65歳以上又は中度以上の障害のある者(要介護者・要支援者・非該当者のいずれでも可)  
③利用料金の支払いが可能である者 ④B市福祉公社と家事援助等給付契約を締結した者

## 2. サービス・利用料

- ①基本サービス(必ず利用するサービス) → 利用料:月額1万円

区分	内容
ア. ソーシャルワーカー・看護師による訪問・連絡	①面接、電話等による心身及び生活状況の把握。日常生活に関する相談、援助。 ②介護保険等の社会資源の紹介や利用援助。 ③アドボカシー機能の発揮(「老い」を迎えるための備えとして「相談会」や「講座」を実施)。 ④主治医等との連携による健康管理の相談、援助及び心理的支援。
イ. 緊急時対応	夜間、休日等の緊急時の可能な限りの対応

- ②個別サービス(利用者の選択により受けが可能なサービス)

区分	内容
ア. 家事援助・介護サービス	協力員による家事援助(炊事、洗たく、掃除、買物など)・介護援助(利用料:1時間850円以上) ※ 協力員:武蔵野市福祉公社に登録された市内居住の主婦が主流の有償ボランティア。
イ. その他サービス	法律相談(顧問弁護士)等

## 3. 実績

- 利用者数 267人(221世帯) 平成22年7月31日現在
- 予算(平成22年度事業計画):約1億2,000万円(武蔵野市から武蔵野市福祉公社への補助金 約1,900万円)

# 在宅福祉サービスの フロー納め

1 基本サービス

2 家事援助・介助サービス

3 福祉資金貸付サービス

4 権利擁護事業

## 福祉公社とは

福祉公社は、昭和 55 年に武蔵野市により設立されました。

当時、介護保険制度は存在せず、市による公的サービスが唯一の在宅サービスでした。そのサービスを補充補完し、市民を終生支援し続けることを目的とするサービス提供機関が福祉公社です。そして、その公社サービスの中心となるものが、基本サービスです。

これは、成年後見制度における身上配慮と同じ意味内容を持っています。親族がない、又は親族に頼らざる自己完結的に老後生活を送りたいとお考えの皆様の生活、人生を、福祉公社は四半世紀以上にわたり社会的・包括的に支援して来ました。

ご利用者の在宅生活のみならず、長期入院、施設入所の場合にも継続して、サービス提供いたします。更にご希望により、葬儀・納骨、没後の処理まで担います。

ご利用者に常に寄り添い、その生活の柱になることが、武蔵野市における福祉公社の役割です。

## 基本サービス

福祉公社のご利用者には、一人ひとりにソーシャルワーカーと看護師が専任で配置されます。その二人が、ご利用者に対する社会的支援の担い手として、その生活の水先案内を行い、代弁者として社会にかかわります。担当者は、ご利用者に寄り添いつつ、安心な生活関係の構築のために活動いたします。このサービスの利用料金は月額一万円で、すべてのご利用者に必須のサービスです。

### 1 ソーシャルワーカーによる包括的生活支援サービス

担当のソーシャルワーカーは、定例訪問を基本として信頼関係の構築、ご利用者の人生設計のご希望、生活関係の把握等に努めます。そして、生活全般の相談援助、介護保険をはじめとする他のサービス機関、社会資源利用のための仲介・代弁機能等を果たします。

福祉公社ご利用の皆様が、「あんしんのささえられ感」に満ち、心おだやかに生活できることが、福祉公社の願いです。

### 2 看護師による健康長寿生活の支援サービス

ソーシャルワーカーと連携しつつ、定例訪問を基本とし、健康・医療相談等を承ります。その上で、主治医との連絡・連携、在宅医療体制整備、医療処置に関する意思表示等に、仲介・代弁機能を果たし、医療コーディネーター的サービスを提供いたします。

財團法人 武蔵野市福祉公社

### 3 緊急時対応

在宅、施設、入院等それぞれの生活において、緊急事態はつきものです。これに応えるため、可能な限りの緊急対応をいたします。

緊急事態とは、ご利用者の身体的な急変やすみやかな対応を要する重大な事態が発生した時と考えます。

福祉公社創設時と異なり、現在は、24時間の介護サービスや民間の警備会社等の社会資源が整備されています。公社は、これらの社会資源と連携しつつ対応いたします。現在、社会的に、より重視されていることは緊急対応後の支援です。例えば、緊急入院後の手続き、入院生活のフォロー、施設利用の場合の緊急時キーパーソンなどです。そのような、役割を担う親族をもたないご利用者に対して、権利擁護部門と連携して対応します。これは、今後、ますます必要とされる公社の重要な役割です。

## 家事援助・介助サービス

住民参加型在宅サービスです。主に市内または近隣に住む主婦の方々が協力員として福祉公社に登録し、ご利用者の家事援助・介助等のサービスを行います。同じ地域社会に住む市民が、相互扶助の精神に根ざして活動しています。サービス内容は、一般的に主婦が担う家事等です。

### 1 サービス内容と料金

家事援助中心（掃除、食事、調理等）……1時間 850円

介助中心（移動介助等）……………1時間 950円以上

\* このサービスは最低1時間からのご利用をお願いします。

\* 協力員がご利用者宅に伺うとき、公共交通機関（バスまたは電車）の交通費がかかった場合、実費をご利用者に負担していただきます。

\* 活動時間は、原則的には平日の9時から17時までです。土日、祝日、年末年始および早朝・夜間は、サービス料金が25%増しとなります。

### 2 料金の支払方法

協力員の活動記録を基に計算した料金を他のサービス料金と一緒に月

に請求いたします。（口座振替の手続をお願いします。）

### 3 ご利用に際してのお願い

- \* ご利用の変更、中止などは事前に担当者までお知らせください。
- \* 協力員はプロのヘルパーや家政婦ではなく、福祉公社に登録された市内居住の主婦が主体の有償ボランティアです。ご利用者の皆様との温かい人間関係作りをモットーに活動しています。
- \* 協力員活動は、自立支援を目指しています。活動内容も、ご利用者の身の回りに関わる範囲とさせていただきます。ご家族などにかかわることは、出来ません。

## 福祉資金貸付サービス

土地やマンションを持ちながらも年金や預貯金が少ないため、生活に不安を感じている高齢者は少なくありません。武藏野市では、このような高齢者に、長年住み慣れた家で安心して老後生活を送っていただくために、現在お住まいの土地・家屋やマンションを担保に、生活に必要な資金を融資する制度を実施しています。

この制度は「武藏野市福祉資金貸付条例」に基づくものです。

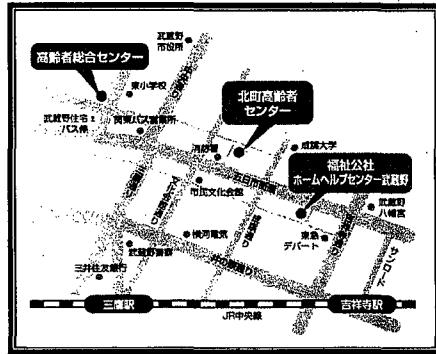
## 権利擁護事業

日々から生活に不安を感じている高齢者・身体障がい者等や、判断能力が十分でないために権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的障がい者および精神障がいの方々の権利を守り、安心して自立した地域生活を送ることができるよう支援する事業です。また、成年後見制度の相談・利用支援事業も実施しています。

成年後見に関しては、福祉公社自ら法人後見人に就任して、「顔の見える後見事務」を展開し、ご利用者の尊厳確保に努めています。

権利擁護事業には、福祉公社独自のものと、東京都社会福祉協議会が実施主体となっている地域福祉権利擁護事業の二種類があります。

それぞれ、金銭管理事務と財産保管事務を内容としています。



## 利用の申込

### ご利用を希望される方は

(財)武藏野市福祉公社

0422-23-1165

へお電話ください。

Fax.0422-23-1164

E-Mail : [honbu@fukushikosha.jp](mailto:honbu@fukushikosha.jp)

- 吉祥寺駅より徒歩 12 分
  - 吉祥寺駅から関東バス  
吉祥寺駅北口より 1 番または 2 番乗り場から乗車、「北町 1 丁目」下車徒歩 2 分

〒180-0004 武藏野市吉祥寺本町4丁目10番10号大東京信用組合ビル4階

財団法人武蔵野市福祉公社家事援助等給付事業実施規則 [平成元年 3月 31 日]  
規則 第 1 号

(目的)

第1条 この規則は、財団法人武蔵野市福祉公社（以下「公社」という。）が高齢者、心身障害者等に対し、家事援助等の給付事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、その適正な運営を確保し、もって事業によるサービスを利用する者（以下「利用者」という。）の福祉を増進することを目的として定める。

(事業運営の基本方針)

第2条 事業の運営は、利用者の身上を配慮し、その尊厳を確保するとともに、利用者が安心できる日常生活の遂行を支援するにふさわしい方法でこれを行なわなければならない。

(事業の内容)

第3条 事業は、利用者と公社との間の信頼関係を基礎とし、公社は、利用者の心身状況、生活状況、財産状況等を総合的に勘案し、その意思を尊重しつつ、利用者の多様な生活ニーズを充足する社会資源を、仲介、調整又は提供することによって、利用者の安定した日常生活を支援するサービスを給付することを内容とする。

(利用手続)

第4条 事業を利用しようとする者は、公社に利用の申込みをしなければならない。

2 公社は前項の申込みを受けたときは、事業を利用しようとする者に対し、給付の適否を判断し、その旨を通知する。

3 公社は前項により給付が適当とされた者との間に、契約の締結をするものとする。

(サービスの給付)

第5条 公社は利用者に、別表中(1)及び(2)に定める範囲のサービスを給付するものとする。

2 武蔵野市福祉資金貸付条例（昭和56年3月武蔵野市条例第14号。以下「条例」という。）の適用により事業を利用する者（以下「条例適用者」という。）は、前項に掲げる給付のほか、別表中(3)に定める範囲のサービスを受けることができる。

第6条 公社の仲介によりサービスの給付に従事した者（財団法人武蔵野市福祉公社協力員派遣規則（平成元年3月規則第7号）に規定する協力員をいう。）は、その活動を記録し、公社に報告するものとする。

(利用料金の決定)

第7条 サービスの給付に関する利用料金は、公社が定める。

2 契約締結後、物価の変動等事情の変更等により公社が利用料金を改訂したときは、利用者に通知し、その周知をはからなければならない。

(利用料金の支払い)

第8条 第5条によるサービスの給付の利用料金は、給付の内容、程度に応じて、別表中利用料金欄の範囲内において公社が計算し、利用者に請求する。

2 利用者が、公社より利用料金の請求を受けたときは、自動振替又はすみやかに送金若しくは持参により支払わなければならない。ただし、公社が次条による受領の委任を受け、武蔵野市より条例による貸付金の交付を受けたときは、それをもって利用料金が支払われたものとする。

3 利用者が利用料金の支払いを遅延した場合は、遅延損害金を支払うものとする。ただし、理事長が正当な理由があると認めるときは支払わないことができる。

(条例適用者の利用料金の支払い)

第9条 条例適用者は、公社に対し、条例による貸付金の請求及び受領の権限を委任しなければならない。

(契約の解約)

第10条 利用者は、この規則によるサービス利用を必要としなくなったときは、利用料金の全額を支払い、契約を解約することができる。

(契約の解除)

第11条 公社は、次の各号に該当する事由が発生したときは、契約を解除することができる。

(1) 利用料金の滞納があったとき。

(2) 条例適用者が条例による貸付を受けられなくなったとき。

(3) 公社と利用者との間の信頼関係が毀損されるなど円滑なサービス給付が困難になったとき。

(4) 前各号のほか、契約を継続し難い事情が発生したとき。

(規則の変更)

第12条 この規則の変更は、理事会の議を経て理事長が行う。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規則は、平成元年3月31日から施行する。

付 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成10年6月1日から施行する。ただし、第8号様式は平成9年5月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別 表 家事援助等給付一覧表

(1) 基本サービス	回 数	利 用 料 金	内 容
身上配慮サービス		月 額 10,000 円	担当者（ソーシャルワーカー、看護師）による身上配慮サービス 適宜の面接、電話連絡等による利用者の心身状況、生活状況の把握、それを基礎にした日常生活に関する相談・援助、福祉サービス、医療機関、公的サービス、成年後見制度等社会資源の紹介・調整等利用援助、アドボカシー機能の発揮、主治医等との連携による健康管理の相談及び援助、その他心理的支援・支えられ感を伴う安心できる利用者の日常生活の遂行支援
その他サービス	必要に応じて		公社主催の行事等への参加
(2) 個別サービス	回 数	利 用 料 金	内 容
家事・介助サービス	依頼に応じて	家事援助 1 時間 850 円。但し、その程度により 850 円以上  家事援助以外の介助サービス 1 時間 950 円。但し、その程度により 950 円以上	公社に登録する協力員（住民参加による在宅福祉サービスの担い手）による日常家事、介助サービス
その他サービス	各サービス毎に決定		上記以外の希望に応じたサービス
(3) 福祉資金サービス	金 額		内 容
生 活 費	月 額 8 万円限度		生活費として利用者名義の銀行へ 3 ヶ月毎に振込む。（金額については、理事長が認めたものはこの限りでない）
医 療 費	月 額 70 万円限度		利用者が高額な医療費支出を必要とする際に 1 ヶ月毎に銀行に振込む。（金額については、理事長が認めたものはこの限りでない）
住 宅 改 良 等 資 金	月 額 100 万円程度		住宅の補修、改良に必要な資金を給付する。（金額については、理事長が認めたものはこの限りでない）
そ の 他	実 費		条例上の手続きに要する費用等必要経費及び当該建物、土地の保全に必要な経費等で理事長が特に必要と認めたもの。